

固定電話番号の双方向ポータビリティの実現に向けた検討会 事業者ヒアリング回答

2024年11月26日

楽天コミュニケーションズ株式会社

1. 番号ポータビリティの実施の原則等

番号ポータビリティの実施の例外としての申請予定事項

- 当社提供サービスにおいて、技術的に困難なケースは特に見受けられないため、現時点で申請予定事項はございません。

検討事項（案）に対する異見 <番号ポータビリティの実施の原則と例外>

- いずれも異論はございません。

検討事項（案）に対する異見 <消費者保護ルールの遵守等>

- 異論ございません。

2. 受付方法、利用者負担料金等（1/4）

現行の片方向の番号ポータビリティにおける利用者の受付方法

- 現行の片方向番号ポータビリティに関して、法人のお客様については対面営業による書面での申し込みを受け付けております。一方、個人のお客様に対しては直接の提供を行っておりません。

検討事項（案）に対する異見 <受付方法等>

- 固定電話の番号ポータビリティの実施方式について、ワンストップ方式を原則とすることに異論はございません。
- 受付方法について一概に最適な方法を断定することは難しいと考えます。個人利用者と法人利用者ではニーズや提供するサービスによって手続きの方法が異なるため、ガイドラインで一律に規定化せず、利用者の多様なニーズや状況に応じた柔軟な受付方法とすることが望ましいと考えます。

2. 受付方法、利用者負担料金等 (2/4)

有識者限り

2. 受付方法、利用者負担料金等 (3/4)

検討事項 (案) に対する異見 <利用者負担料金>

- 現時点では、明確な回答を持ち合わせておりませんが、当社において利用者負担料金については、現行の片方向番号ポータビリティの利用者負担料金をベースに、片方向および双方向のオペレーション工数の差異に加え、営業面での考慮も含めて、合理的な利用者負担となるよう検討を重ねている段階です。
- 消費者保護ルールに関するガイドライン 第2節 基本説明事項 において「通信料金に含まれていない経費がある場合にはその内容を説明する必要がある」および「利用者について実際の工事が行われていないにもかかわらず工事費の名目で当該利用者に経費を請求することは、その請求がされる旨の説明があらかじめされていたとしても、当然不適切である」と規定されており、内訳・名目の透明性の担保という部分では既に網羅されていると認識しています。

2. 受付方法、利用者負担料金等（4/4）

検討事項（案）に対する異見 <標準的な処理期間>

- 事業者の事業規模やサービス特性により処理工数が異なるため、一律の標準処理期間を定め、義務化することは過度な規制になる虞があります。そのため、意図的に処理手続きを遅らせる等の禁止事項を設けることで、迅速な実施を促進することが適切であると考えます。
- 片方向番号ポータビリティと同様、事業者間で手続きに必要な情報は明示されていると認識しており、手続きに際して迅速な対応が可能になるような方策について、現時点では具体的な案を有しておりません。

Rakuten Communications